

別記様式第1号（第7条関係）

受付番号	令和6年第2号
受付日	令和6年10月8日
送付日	令和6年10月11日
答弁受理日	令和6年10月30日

文書質問書

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

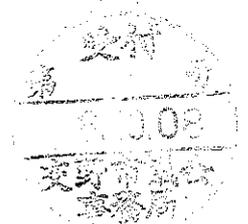
質問者氏名	守部 敬子
所管部局	都市計画部 緑地公園課

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容を補完する程度とし、その主旨が理解できるよう具体的に記載する。

交野市内ではちびっこ広場のほかに地域のゴミステーションが設置されているケースをお見受けしますが、市としてはどのように対応されているのでしょうか。都市公園法における解釈の仕方についてもご教示ください。

また今後、他市内でもちびっこ広場にゴミステーションを設置をいたいという声が上がった場合、市はどのように対応していただけるのでしょうか。その手続きについてもご教示ください。



文書質問書答弁書

回答日：令和6年10月30日
担当部局：都市まちづくり部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく安部議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

交野市における「ちびっこ広場」については、都市公園に準ずる施設として都市公園法及び交野市都市公園条例に基づき管理・運営を行っております。公園管理者として公園内に設置できる施設については、都市公園法第2条第2項に規定されており公園施設に限定されており、公園利用者以外の方の廃棄物を集積する施設については、公園施設としては認められておりません。加えて、公園管理者以外の者が公園区域内に設置できる施設についても都市公園法運用指針において「公園の機能の増進に資するもの」に限定されているために設置が認められる施設としては規定されておりません。ただ、ゴミステーションは、市民が日常生活を送る上で出されたゴミを能率的に収集し、かつ、その施設周辺を衛生的に維持するという目的で一時的に集約するための場所であり、その場所については、その地域の市民での協議の結果を受けて、環境部が諸条件を確認していると聞いております。その場所の選定については、環境部において市民間での協議や地域の事情、ゴミを収集する上での能率性など様々な条件を熟考された上で設置を確認されたものであると認識しておる為に、公園管理区域内にあるゴミステーションに市民の方がゴミを置く行為については、交野市都市公園条例第4条第3項の規定にあるように「例外的な行為」と認識されております。